

「近隣商業地域」及び「商業地域」並びに「自転車等放置禁止区域に隣接する敷地」に
「銀行、信用金庫その他の金融機関」、「遊技場」、「百貨店、スーパーマーケットその他
小売店」、「飲食店」の新築又は増築を予定されている皆様へ

自転車駐車場の 附置義務について

千葉市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正が、平成25年4月1日
に施行され、対象となる区域において、一定規模以上の対象施設を新築又は
増築する場合には、自転車駐車場の設置が義務付けられました。

※6か月の経過措置により、平成25年10月1日以降適用となります。

千葉市

平成25年4月1日

1. 目的

千葉市では、公共の場所における自転車等の放置を防止し、生活環境の保全と都市機能の維持を図るため、自転車等の駐車需要を大量に発生させる一定規模以上の施設を新築又は増築する場合、自転車駐車場の設置を義務付ける規定を設けました。

「千葉市自転車等の放置防止に関する条例」の一部改正（平成25年4月1日施行）

2. 附置義務の対象区域

■ 近隣商業地域、商業地域

※都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号で規定。

■ 自転車等放置禁止区域に隣接する敷地

※千葉市自転車等放置防止に関する条例第9条で規定。

3. 適用条件

対象区域において、一定規模以上の「銀行、信用金庫その他の金融機関」、「遊技場」、「百貨店、スーパーマーケットその他小売店」、「飲食店」など、不特定多数の自転車需要を生じさせる施設を新築又は増築する場合に適用されます。

- ※1 既存の施設や施設の用途変更の場合には適用されません。
- ※2 平成25年4月1日の条例施行後、6か月の適用除外期間を設けています。
- ※3 条例施行後、新たに条例で定める附置義務の対象区域となった場合も、6か月の適用除外期間を設けています。

自転車駐車を設置しなければならない対象施設

施設の利用用途	施設の規模	自転車駐車の規模	算定の範囲
銀行 信用金庫 その他の金融機関 労働金庫、信用協同組合、証券会社、その他これらに類する施設	店舗面積が 500 m² を超えるもの	店舗面積 25 m² 毎に1台	銀行室、信用金庫室、一般応接室、ショーウインド等の面積を対象とします。
遊技場 パチンコ屋、まあじゃん屋、ゲームセンター、その他これらに類する施設	店舗面積が 300 m² を超えるもの	店舗面積 15 m² 毎に1台	遊技室、景品交換所等の面積を対象とします。
百貨店 スーパーマーケット その他小売店 物販店、レンタルビデオ店、その他これらに類する施設	店舗面積が 400 m² を超えるもの	店舗面積 20 m² 毎に1台	売場、売場間の通路、ショーウインド、ショールーム、承り所、物品加工修理所等の面積を対象とします。
飲食店 ファミリーレストラン、食堂、喫茶店、その他これらに類する施設	店舗面積が 400 m² を超えるもの	店舗面積 20 m² 毎に1台	食堂、調理室、ショーウインド等の面積を対象とします。

(注1) 自転車駐車の規模の算定にあたって1台未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

(注2) 混合用途施設については、それぞれの施設の規模が上表以下であっても、当該用途ごとに上表で自転車駐車の規模を算定し、その合計が20台以上の場合は、自転車駐車を設置しなければなりません。

(注3) 対象となる店舗面積が、5,000 m²を超える施設では、5,000 m²を超える部分については、上表により算定した自転車駐車の規模を2分の1にします。

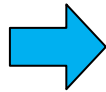
(注4) この規定に対して、自転車の駐車需要が少ないことが明らかであると市長が認める場合は、自転車駐車の設置台数を緩和することができます。

(注5) 上記の緩和を受けるためには、自転車の駐車需要(予測)を明らかにすると共に、施設の供用後であっても、当該施設利用者による放置自転車が慢性的に発生する場合には、必要な措置を講ずることを条件とします。(届出の前に協議が必要となります。)

4. 自転車駐車場の算定例

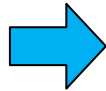
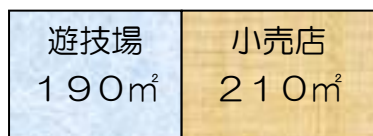
算定した自転車駐車場の台数が20台以上の時に、算定した台数の自転車駐車場を設置しなければなりません。

(例1) 規定の規模を超える小売店の場合



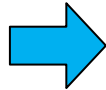
750 m² > 400 m² 附置義務あり
 $750 \text{ m}^2 \div 20 \text{ m}^2 = 37.5$ (端数切捨) \Rightarrow 37 台
 ※ 37 台の駐輪場の設置が必要となります。

(例2) 混合用途の場合



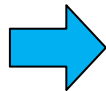
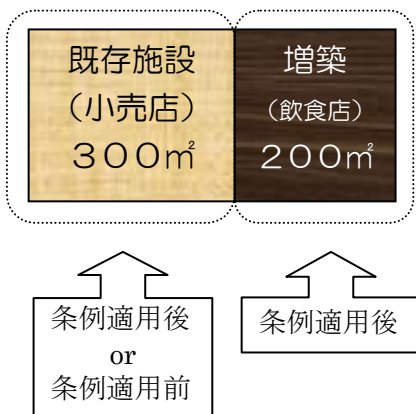
遊技場 $190 \text{ m}^2 \div 15 \text{ m}^2 = 12.7$ 台 \Rightarrow 12 台
 小売店舗 $210 \text{ m}^2 \div 20 \text{ m}^2 = 10.5$ 台 \Rightarrow 10 台
 $12 \text{ 台} + 10 \text{ 台} = 22 \text{ 台} \geq 20 \text{ 台}$ 附置義務あり
 ※ 22 台の駐輪場の設置が必要となります。

(例3) 店舗面積が5,000 m²超の場合



6,000 m² > 400 m² 附置義務有
 小売店舗 $5,000 \text{ m}^2 \div 20 \text{ m}^2 = 250$ 台
 $(6,000 \text{ m}^2 - 5,000 \text{ m}^2) \div 20 \text{ m}^2 \div 2 = 25$ 台
 $250 \text{ 台} + 25 \text{ 台} = 275 \text{ 台}$
 ※ 275 台の駐輪場の設置が必要となります。

(例4) 対象施設を増築する場合



CASE 1

既存施設が附置義務対象区域となった後に建築された場合

既存小売店 : $300 \text{ m}^2 \div 20 \text{ m}^2 = 15$ 台
 飲食店(増築) : $200 \text{ m}^2 \div 20 \text{ m}^2 = 10$ 台
 $15 \text{ 台} + 10 \text{ 台} = 25 \text{ 台} \geq 20 \text{ 台}$ 附置義務あり
 ※ 25 台の駐輪場の設置が必要となります。

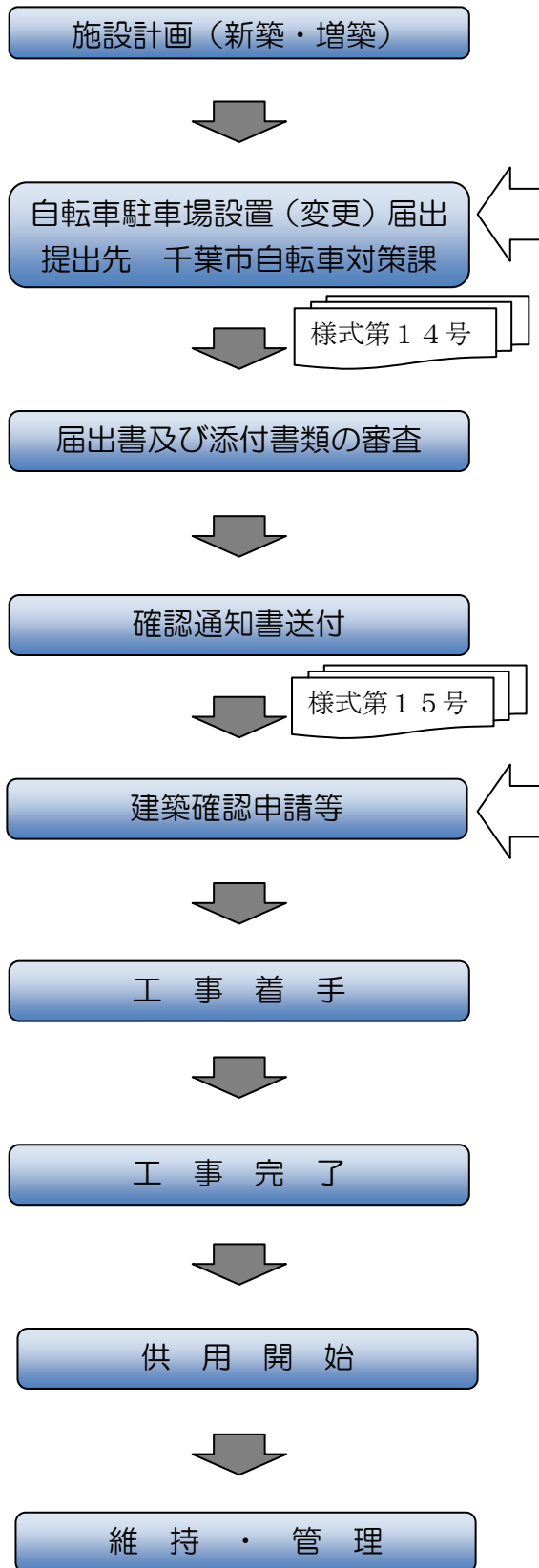
CASE 2

既存施設が附置義務対象区域となる前に建築された場合

CASE1と同様、算出式「 $300 \text{ m}^2 \div 20 \text{ m}^2 + 200 \text{ m}^2 \div 20 \text{ m}^2$
 $= 25 \text{ 台} (\geq 20 \text{ 台})$ 」により、附置義務はありますが、設置台数
 については、次のとおりとなります。

$200 \text{ m}^2 \div 20 \text{ m}^2 = 10$ 台
 ※ 10 台の駐輪場の設置が必要となります。

5. 自転車駐車場の設置の手続きの流れ



【提出書類】

1. 自転車駐車場設置（変更）届出書
 2. 施設及び自転車駐車場周辺の位置図
 3. 施設及び自転車駐車場周辺の配置図
 4. 施設各階の平面図
(対象施設面積を図中で明示してください)
 5. 自転車駐車場の平面図
(立体式の場合は構造図も添付してください)
 6. 自転車駐車場の規模の算出計算表
 7. その他審査に必要となる資料等
- (注) 設置台数の緩和を受けようとする場合においては、届出の前に協議が必要です。
- 様式第13号

【適用等】

1. 自転車駐車場の附置義務規定は、平成25年10月1日から適用されます。
2. 平成25年9月30日までに、当該申請等が受理されている場合など（※1）は、附置義務の適用外です。
3. 平成25年10月1日以降であっても、新たに附置義務の対象区域となった日から起算して、6か月以内に当該申請等が受理されている場合は、附置義務の適用外です。

（※1）下記のいずれかに該当する場合とします。

当該大型店舗等の新築又は増築にあたり、

- ・ 建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請が受理された場合
- ・ 同法第18条第2項の規定による計画の通知をし、かつ、当該通知を建築主事が受けた場合
- ・ 工事に着手している場合

6. その他（注意事項等）

自転車駐車場の設置方法等について

- 自転車駐車場の設置場所は、必ずしも地上1階部分である必要はありませんが、利用者が安全かつ有効に駐車できるものとして下さい。
- （例）建物高層部や屋上など、施設利用者が利用しにくい設置方法は避けてください。
- 対象となる施設の敷地内に自転車駐車場を設置することが困難な場合は、施設の周辺へ設置することも認められますが、施設からの距離が概ね50m以内の範囲に設置するようにしてください。
- 平面式の場合、1台あたりの駐車区画の大きさは1.9m×0.6mを標準として下さい。ただし、ラック等の装置を設置する場合や、整理員を配置する場合はこの限りではありません。
- 案内看板等により、施設の自転車駐車場への誘導、使用上の注意等を分かりやすく表示してください。

自転車駐車場の管理について

- 通勤・通学者など、施設利用者以外の者が附置義務により設置した自転車駐車場を利用したり、施設の荷物置場などの目的外の用途に供されることにより、設置目的に支障をきたすことのないよう、適切な管理をお願いします。
- 当該施設に従事する職員等の自転車駐車場利用により、設置目的に支障をきたすことのないよう、従業員用の自転車駐車場を別途設けるなどの対応をお願いします。
- 施設等の利用者が安全かつ有効に自転車駐車場を利用できるよう、適切な管理をお願いします。

立入検査等について

- 当該附置義務制度の適正な運用を図るため、自転車駐車場の管理者などから、必要な限度において、資料の提出を求めたり、立入検査を行うことがあります。
- 附置義務の規定に違反した者に対しては、違反を是正するために必要な措置を命ずることがあります。なお、条例の規定や措置命令等に従わない場合などにあっては、その旨を公表することがあります。

設置台数の緩和措置について

- 附置義務の基準に対して、自転車の駐車需要が少ないことが明らかに想定されることにより、設置台数の緩和措置を受けようとする場合は、自転車の駐車需要（予測）を明らかにするとともに、書面にて自転車対策課と協議してください。
- 協議により緩和が認められた場合でも、施設の供用後、放置自転車が慢性的に発生する場合には、速やかに必要な措置を講ずること（自転車駐車場の増設等）が必要です。
- （対象施設の用途変更等が生じた場合は除く）

問い合わせ先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市 建設局 土木部 自転車対策課 企画整備係
TEL 043-245-5607
FAX 043-245-5591
e-mail bicycle.COP@city.chiba.lg.jp